



長野県報

3月21日(火)
平成29年
(2017年)
第2859号

目次

規則

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(地域福祉課) 1

告示

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱の一部改正(人権・男女共同参画課) 1

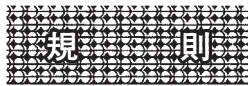
長野県社会福祉総合センターの指定管理者の指定(地域福祉課) 1

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 2

農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱の一部改正(農業政策課) 2

中山間地域特別農業農村対策事業補助金交付要綱の廃止(農業政策課) 2

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) 2



長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第7号

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人労働者健康安全機構

第10条第5号を次のように改める。

(5) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

別表第1の1の(2)社会福祉施設の項中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

地域福祉課



長野県告示第137号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱(昭和62年長野県告示第48号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部守一

第12中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

ビジニナルグループ

(2) 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂1019番地2

2 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

地域福祉課

長野県告示第139号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 住宅型有料老人ホーム）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
合同会社A-line	住宅型有料老人ホームA光ホーム	佐久市猿久保232-7	平成29年3月1日

介護支援課

長野県告示第140号

農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第363号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部 守一

第8を次のように改める。

（書類の提出部数及び経由）

第8 規則及びこの要綱により、知事に提出する書類は正副2部とし、所轄地域振興局の長を経由するものとする。ただし、特認団体で、事業が県全域にわたる団体の場合はこの限りではない。

農業政策課

する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第141号

中山間地域特別農業農村対策事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第488号）は、廃止し、この告示による廃止前の中山間地域特別農業農村対策事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部 守一

農業政策課

長野県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成29年3月21日

長野県知事 阿部 守一

- 一部について指定を解除する区域の名称
小瀬市北(1)及び小瀬市北(1)-2
- 一部について指定を解除する区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関